

第7期決算公告

平成26年6月13日

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番18号

株式会社FFRI

代表取締役 鵜飼 裕司

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	822,240	流動負債	248,884
現金及び預金	540,412	買掛金	1,070
売掛金	257,797	1年内返済予定の長期借入金	3,750
製品	6,834	未払金	4,803
仕掛品	73	未払費用	3,061
前払費用	11,859	未払法人税等	44,704
繰延税金資産	4,366	未払消費税等	12,222
その他	895	預り金	3,540
固定資産	99,967	前受収益	175,730
有形固定資産	23,130	固定負債	204,578
建物	25,463	繰延税金負債	1,138
減価償却累計額	△5,157	資産除去債務	9,035
建物(純額)	20,305	長期前受収益	194,403
工具、器具及び備品	6,592	負債合計	453,462
減価償却累計額	△3,768	(純資産の部)	
工具、器具及び備品(純額)	2,824	株主資本	468,744
無形固定資産	44,477	資本金	125,800
ソフトウェア	39,474	資本剰余金	100,800
ソフトウェア仮勘定	5,002	資本準備金	100,800
投資その他の資産	32,358	利益剰余金	242,144
長期前払費用	503	その他利益剰余金	242,144
差入保証金	31,855	繰越利益剰余金	242,144
		(内、当期純利益)	(115,914)
		純資産合計	468,744
資産合計	922,207	負債・純資産合計	922,207

(注)金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品 個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法によっております。
(リース資産を除く)

② 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間(3年以内)における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。また、自社利用目的のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し回収不能見積額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	5,680 株	一株	一株	5,680 株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	380 株	60 株
新株予約権の残高	—	—

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

3. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 275 円 9 銭

(2) 1株当たり当期純利益 68 円 3 銭

(注) 当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会の決議に基づき、平成 26 年 6 月 11 日付で株式 1 株につき 300 株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

4. 重要な後発事象に関する注記

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更

当社は平成26年5月14日開催の取締役会において、1株を300株に分割するとともに、1単元の数をも100株とする単元株制度を採用する旨並びにそれに伴う定款の一部変更を決議いたしました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

株式分割については、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めることで、投資家層の拡大を図ることを目的としております。また、単元株制度の採用については、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日付）及び「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」（平成24年1月19日付）の趣旨に鑑み、単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成26年6月10日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主が有する当社普通株式を、1株につき300株の割合をもっていたします。

② 分割により増加する株式数

普通株式 1,698,320株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 1,704,000株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 6,000,000株

(3) 単元株制度の採用

上記「(2) 株式分割の概要」の効力発生日である平成26年6月11日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(4) 株式分割及び単元株制度の効力発生日

平成26年6月11日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算定しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

5. その他の注記

該当事項はありません。